

談合情報等対応マニュアル

府中市

令和4年4月

談合情報等対応マニュアル 目次

1	目的	1	
2	定義	1	
第1 談合等に係る情報の把握及び初期対応等			
1	談合情報等の把握	2	
2	報告	2	
3	談合情報等を得た場合の初期対応	2	
第2 公正取引委員会・警察への通報			2
第3 調査委員会による審議等			
1	談合情報について調査に値するか否かの判断	2	
2	官製談合情報について調査に値するか否かの判断	3	
3	調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項	3	
第4 調査に値すると判断した場合の取扱いについて			
1	指名委員会及び発注機関の対応	3	
2	事情聴取及び積算内訳書のヒアリング等の実施方法	4	
3	職員に対する調査の実施	4	
第5 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて			4
第6 調査後の対応について			
1	談合等の事実があったと認められる場合の対応	5	
2	談合等の事実があったと認められない場合の対応	5	
第7 入札中止、入札無効、契約解除後の対応について			
1	条件付一般競争入札及び工事希望型指名競争入札の場合	5	
2	指名競争入札の場合	5	
第8 守秘義務			6
第9 その他			
1	入札等監視委員会への報告	6	
2	談合情報等に係る情報管理の徹底について	6	
3	報道機関等との対応における留意事項	6	
4	マニュアルの適用範囲	6	
附則			6

談合情報等対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、本市が行う入札等について、談合情報又は官製談合情報（以下「談合情報等」という。）の提供があった場合の対応、入札等監視委員会等への報告及び入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

(2) 官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

(3) 入札等監視委員会

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づきされる府中市入札等監視委員会をいう。

(4) 職員

府中市に所属する職員をいう。

(5) 発注機関

工事等の入札事務を執行する契約課及び発注担当課をいう。

第1 談合情報等の把握及び初期対応等

1 談合情報等の把握

職員は、談合情報等に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努める。

- (1) 情報提供者の氏名、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請する。
- (2) 報道機関の報道又は通報により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明らかにするよう要請する。

2 報告

- (1) 談合情報等に接した職員は、直ちに契約課を経由し、総務管理部長へ報告する。
なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意するとともに、契約課を経由せずに直接、総務管理部長に報告することができる。
- (2) 談合情報等を受けた総務管理部長は、当該情報を精査した上で、府中市指名業者審査委員会（以下「指名委員会」という。）に報告する。
ただし、調査を進める上で、指名委員会での審査が障害となり得る場合は、副市長への報告に代えることができる。

3 談合情報等を得た場合の初期対応

談合情報等を得た場合において、指名委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、次のとおり対応する。

- (1) 落札決定前に談合情報等を得た場合
入札の執行を中断する。
- (2) 落札決定後かつ契約締結前に談合情報等を得た場合
契約締結を保留する。
- (3) 契約締結後に談合情報等を得た場合
工事の進捗状況等の把握を速やかに行う。

第2 公正取引委員会・警察への通報

指名委員会が「調査に値する」と判断した談合情報等については、速やかに公正取引委員会又は警察へ通報する。

第3 指名委員会による審議等

1 談合情報について調査に値するか否かの判断

指名委員会は、総務管理部長から報告を受けた場合、次に掲げる基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

- (1) 情報提供者の氏名及び連絡先並びに次の情報が明らかである。
ア 対象入札・契約件名

イ 落札予定業者

- (2) 情報提供者の氏名は明らかではないが、職員と継続して連絡を取ることが可能であり、かつ、第1号のア及びイの情報のほか、次に示す情報のいずれかが含まれている。

ア 談合に関与した業者名

イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

ウ 落札予定金額

エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報を得ていること

- (3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

- (4) その他談合の信ぴょう性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

指名委員会は、総務管理部長から報告を受けた場合、次に示す情報のいずれかが含まれているか否かにより、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断する。

ア 入札参加事業者の情報漏洩、データ閲覧形跡

イ 予定価格又は最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格の情報漏洩、データ閲覧形跡

ウ 情報提供者及び報道機関からの情報漏洩の可能性についての指摘

エ 入札参加事業者と連絡を取り合うなど疑わしい行為

3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

談合情報等が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱う。

第4 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

1 指名委員会及び発注機関の対応

談合情報等について、指名委員会が「調査に値する」と判断した場合、次のとおり対応する。

(1) 落札決定前

ア 発注機関は、当該入札の執行を中断する。

イ 発注機関は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下、「入札参加者等」という。）に対して事情聴取、積算内訳書のチェック及びヒアリングを行う。

(2) 落札決定後かつ契約締結前

ア 発注機関は、契約締結を保留する。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、積算内訳書のチェック及びヒアリングを行う。

(3) 契約締結後

ア 発注機関は、工事等の進捗状況等の把握を速やかに行い、工事等を中止する。

イ 発注機関は、入札参加者等に対して事情聴取、積算内訳書のチェック及びヒアリン

グを行う。

2 事情聴取及び積算内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

発注機関による入札参加者等に対する事情聴取及び積算内訳書の内容のヒアリング等は、次に掲げる事項に留意して実施する。

(1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や警察の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、複数の職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ呼び出し、様式第3号に署名した上で、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 聴取結果については、様式第4号により、事情聴取書を作成し、指名委員会に報告する。

(2) 積算内訳書の内容のヒアリング及びチェック

ア 前号ア及びイと同様に実施する。

イ 入札参加者等から提出された積算内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 積算内訳書の内容のヒアリングを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 積算内訳書の内容のヒアリングは、積算内訳書における積算に係る考え方等について確認する。

オ 積算内訳書の内容の聞き取り結果については、様式第5号により積算内訳書聴取書を作成し、指名委員会に報告する。

3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、公正取引委員会の調査や警察の捜査等に支障を及ぼさない範囲で実施する。

(2) 調査を行った場合は、指名委員会に調査結果を報告する。

(3) 公正取引委員会の調査や警察の捜査に対しては、全面的に協力する。

第5 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合情報等について、指名委員会が「調査に値しない」と判断した場合、発注機関は次のとおり対応する。

(1) 落札者決定前

落札者を決定し、契約を締結する。

- (2) 落札者決定後かつ契約締結前
契約を締結する。
- (3) 契約締結後
契約を継続する。

第6 調査後の対応について

1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

入札参加者等に対する事情聴取等の結果、指名委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、次のとおり対応する。

- (1) 落札決定前
発注機関は、入札執行を中止し、公正取引委員会又は警察に通報する。
- (2) 落札決定後かつ契約締結前
発注機関は、入札を無効とし、落札決定を取り消し、公正取引委員会又は警察に通報する。
- (3) 契約締結後
発注機関は、工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断し、公正取引委員会又は警察に通報する。

2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

- (1) 落札者決定前
発注機関は、入札参加者に対し入札執行に係る警告書（様式第6号）を交付し、入札を執行する。
- (2) 落札者決定後かつ契約締結前
発注機関は、入札参加者に対し入札執行に係る警告書（様式第6号）を交付し、落札者と契約を締結する。
- (3) 契約締結後
発注機関は、入札参加者に対し入札執行に係る警告書（様式第6号）を交付する。

第7 入札中止、入札無効、契約解除後の対応について

入札中止、入札無効による落札決定の取消し、契約解除を行った後に、再度、入札を行う場合（以下、「再度の入札」という。）には、原則として、入札中止又は入札無効、契約解除となった入札（以下、「当初の入札」という。）と同じ入札方法により、次のとおり対応する。なお、その際は、入札公告前又は指名通知前に指名委員会に諮ることとする。

1 条件付一般競争入札及び工事希望型指名競争入札の場合

条件付一般競争入札、工事希望型指名競争入札の場合には、原則として、入札中止又は入札無効、契約解除となった入札（以下、「当初の入札」という。）と地域要件及び経営事項審査の総合評定値の要件が重複しないよう条件を設定し、再度、入札公告を行うものとする。

2 指名競争入札の場合

指名競争入札の場合には、原則として、当初の入札に指名した事業者を除いた事業者を指名する。

なお、予定価格が事前に公表されていない場合で、かつ当初の入札結果が公表されている場合は、仕様内容も変更して再度の入札を行う。

第8 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

第9 その他

1 入札等監視委員会への報告

談合等に係る情報の提供があり、指名委員会を開催した場合は、審議内容を入札等監視委員会に報告する。

2 談合情報等に係る情報管理の徹底

談合情報等に係る情報は、必要最小限の職員のみが取扱うこととし、報告書及び関係書類については、秘匿性の高い情報が含まれているため、不必要な回議を行わないこととする。

3 報道機関等との対応における留意事項

談合情報等については、公正取引委員会の調査や警察の捜査の妨げにならないよう、情報公表については留意するとともに、報道機関（当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。）又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び警察に通報している旨を明らかにする。

4 マニュアルの提供範囲

本マニュアルの規定は、市が発注及び契約する全ての案件の入札談合等に係る対応について準用する。

附 則

1 このマニュアルは令和3年10月1日から使用する。

2 談合情報の手引き（平成23年12月1日から使用）は廃止する。

様式第1号

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課長 様

府 中 市 長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報等の提供に関する報告書（写し）
- 2 誓約書（写し）
- 3 事情聴取書（写し）
- 4 積算内訳書（写し）
- 5 積算内訳書聴取書（写し）
- 6 入札経過調書（写し）
- 7 入札に関する報告（入札中止・入札無効）
- 8 法第10条に該当すると疑うに足る資料（写し）
- 9 その他関連資料

談合情報等の提供に関する報告書（ - ）

① 情報を受けた日時	年 月 日 () AM PM 時 分
② 件名等 (件名・契約番号・参加者等)	/ 不詳
③ 開札(予定)日	年 月 日 () AM PM 時 分 / 不詳
④-1 通報者等	/ 匿名
④-2 情報提供者等	(1) 情報提供者 (個人名・報道機関名・会社名等) / ④-1 に同じ (2) 連絡先 ア 住所: イ 電話:
⑤ 情報内容	
⑥ 情報入手手段	ア 電話 イ 文書 (郵送 ・ 持参) ウ 口頭 (面談) エ 報道 (新聞)
⑦ 応対者	所属・職: 氏 名:

誓 約 書

年 月 日

府 中 市 長

会 社 名

住 所

代表者氏名

⑩

代理人氏名

⑩

代理人住所

私は、次の競争入札又は見積合せに関して、刑法（明治40年法律第45号）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないこと、今後とも関係法令等を遵守することを誓約します。

なお、当該工事に関する談合等の事実が明らかになったときには、契約を解除されても異議を申し立てません。また、この誓約書を含む関係資料一式が公正取引委員会等の関係機関に送付されても異議はありません。

件名等

契 約 番 号
件 名
入 札（開 札）日
年 月 日

様式第4号

事情聴取書

対 象 工 事 名 :

会 社 名 :

被事情聴取者 職・氏名 :

事 情 聴 取 の 日 時 :

事 情 聴 取 の 場 所 :

事情聴取者 (所属・氏名) :

	質問事項	聴取内容
1		
2		
3		
4		
5		

様式第5号

積算内訳書聴取書

対 象 工 事 名 :

会 社 名 :

被事情聴取者 職・氏名 :

事 情 聴 取 の 日 時 :

事 情 聴 取 の 場 所 :

聴取者 (所属・氏名) :

	質問事項	聴取内容
1		
2		
3		
4		
5		

年 月 日

府 中 市 長

入札（見積合わせ）執行に係る警告書

- 1 本件入札（見積合わせ）について談合があったとの通報があったが、府中市契約事務規則、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には当該入札会を無効とし、契約締結後に談合の事実が明らかと認められた場合には、契約条項に基づき契約解除等の措置を行うとともに、違約金条項の規定により違約金の請求を行う。

整 理 番 号 :

件 名 :

開札（予定）日 :

対応状況に関する報告書

<情報の提供時>

整理・契約番号 _____

入札・契約件名 _____

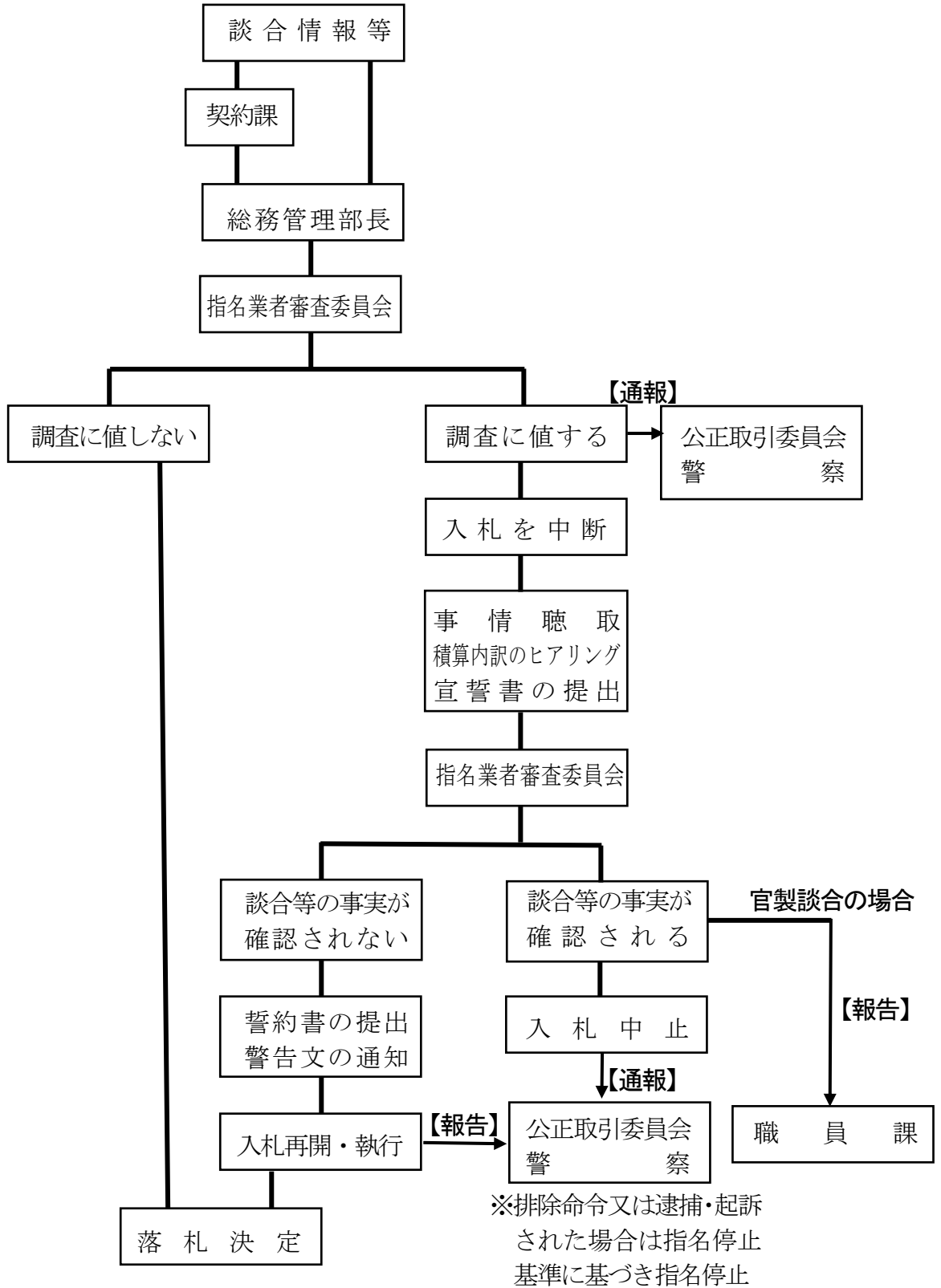
情報提供日時 _____

年 月 日

- 開 札 前 → 指名委員会 (/) → 入札執行 (/)
- ※開札までの暇がない
場合には指名委員会
開催前に入札を中断
する
- ↓
- 公正取引委員会に通報 (/)
- 警察に通報 (/)
- ↓
- 入札中断 (/)
- ↓
- 事情聴取 (/)
- ↓
- 指名委員会 (/) → 入札中止 (/)
- ↓
- 警告書発行 (/)
- ↓
- 入札再開 (/)
- 契約前・仮契約中 → 指名委員会 (/) → 契約締結 (/)
- ↓
- 公正取引委員会に通報 (/)
- 警察に通報 (/)
- ↓ 契約締結保留
- 事情聴取 (/)
- ↓
- 指名委員会 (/)
- ↓
- 落札取消・入札無効・仮契約解除 (/)
- 契約締結 (/)
- 契約締結後 → 指名委員会 (/)
- ↓
- 公正取引委員会に通報 (/)
- 警察に通報 (/)
- ↓ 排除命令・逮捕・起訴があった場合
- 指名停止 (/)
- 違約金請求 (/)

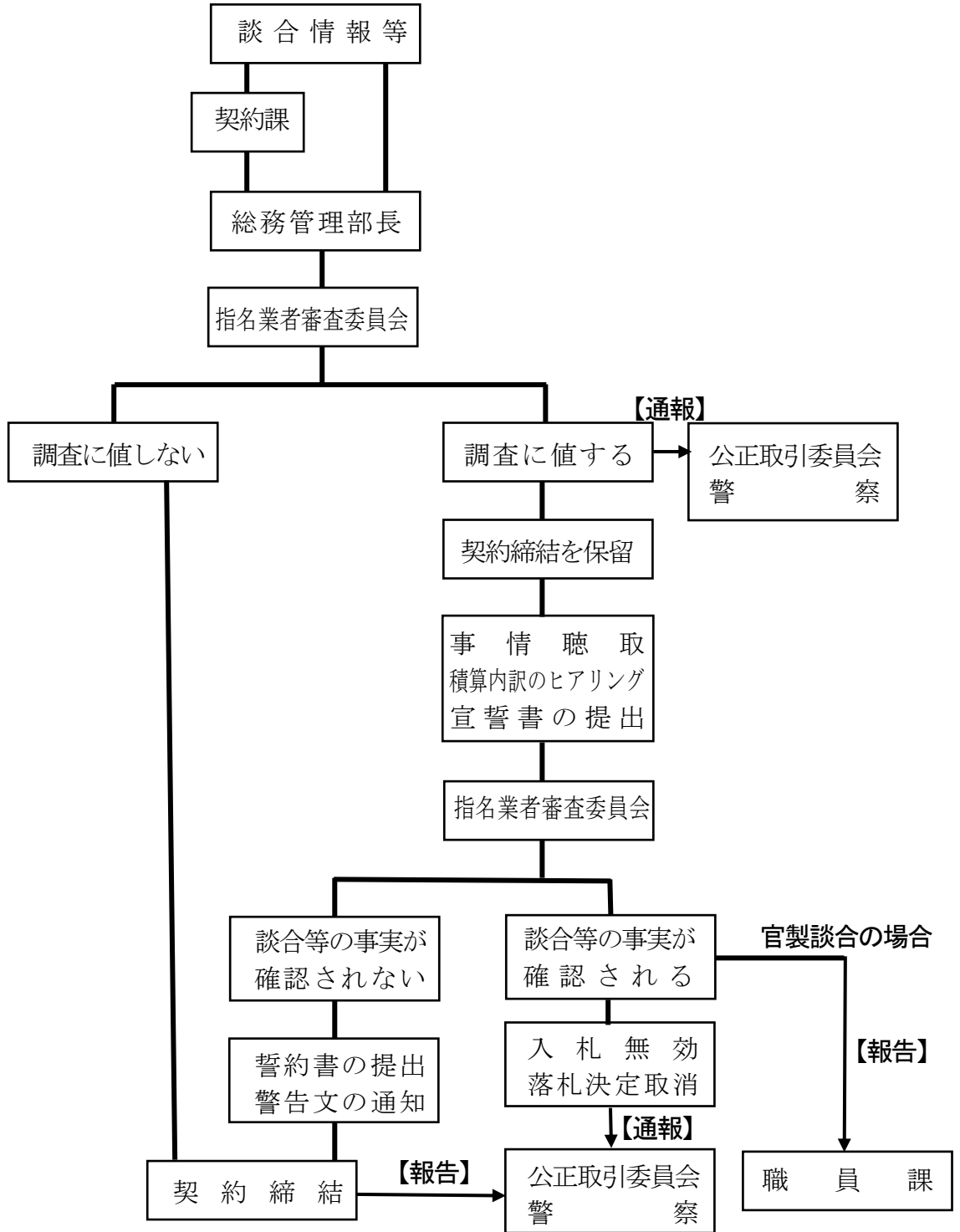
談合情報等対応フロー図

(入札執行前の場合)



談合情報等対応フロー図

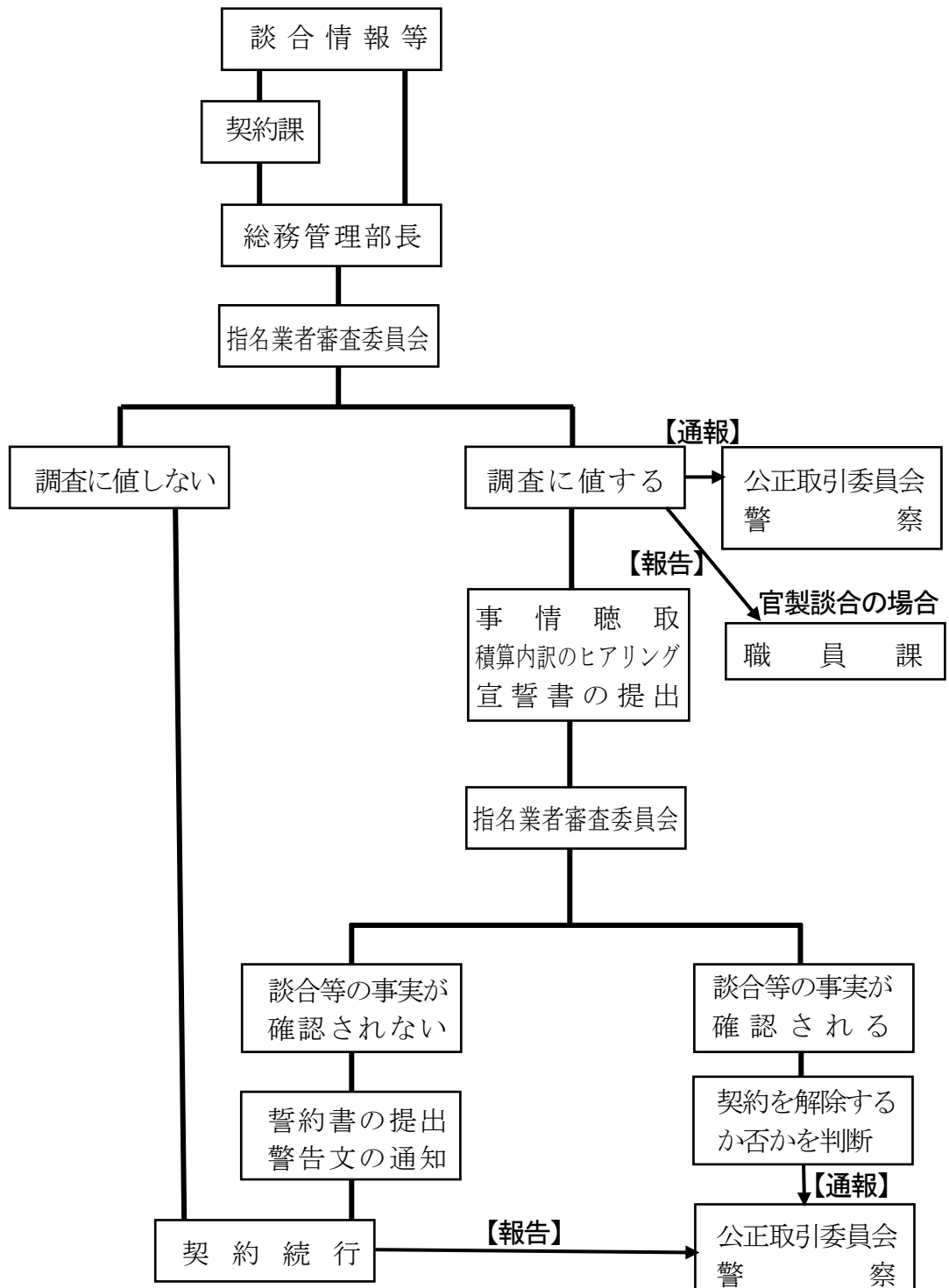
(落札決定後かつ契約締結前の場合)



※排除命令又は逮捕・
起訴された場合は
指名停止基準に基
づき指名停止

談合情報等対応フロー図

(契約締結後の場合)



※排除命令又は逮捕・
起訴された場合は
指名停止基準に基
づき指名停止